

○振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定

昭和五十三年四月十四日

山口県告示第三百六十八号

振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第三条第一項の規定に基づき、次の地域を振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域として指定し、昭和五十三年五月一日から施行する。

玖珂郡和木町並びに熊毛郡田布施町及び平生町の地域で別図に示す地域

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

改正文(昭和五五年告示第二六八号)抄

昭和五十五年四月一日から施行する。

改正文(昭和五六年告示第三二七号)抄

昭和五十六年四月一日から施行する。

改正文(昭和五八年告示第二一四号)抄

昭和五十八年四月一日から施行する。

改正文(昭和六〇年告示第一七〇号)抄

昭和六十年四月一日から施行する。

改正文(昭和六一年告示第一七六号)抄

昭和六十一年四月一日から施行する。

改正文(昭和六二年告示第二五八号)抄

昭和六十二年四月一日から施行する。

改正文(昭和六三年告示第一九九号)抄

昭和六十三年四月一日から施行する。

改正文(平成六年告示第一八八号)抄

平成六年四月一日から施行する。

改正文(平成八年告示第二一五号)抄

平成八年四月一日から施行する。

改正文(平成八年告示第二七二号)抄

平成八年四月一日から施行する。

改正文(平成九年告示第二一三号)抄

平成九年四月一日から施行する。

改正文(平成一〇年告示第三一七号)抄

平成十年五月一日から施行する。

改正文(平成一三年告示第二七七号)抄

平成十三年四月一日から施行する。

改正文(平成一四年告示第二四号)抄

平成十四年二月一日から施行する。

改正文(平成一四年告示第一五二号)抄

平成十四年四月一日から施行する。
改正文(平成一六年告示第五三八号)抄
平成十六年十月四日から施行する。
改正文(平成一六年告示第五七六号)抄
平成十六年十一月一日から施行する。
改正文(平成一七年告示第六四号)抄
平成十七年二月十三日から施行する。
改正文(平成一七年告示第一六八号)抄
平成十七年三月二十二日から施行する。
改正文(平成一七年告示第五二一号)抄
平成十七年十月一日から施行する。
改正文(平成一八年告示第一三七号)抄
平成十八年三月二十日から施行する。
改正文(平成二〇年告示第二一七号)抄
平成二十年五月一日から施行する。
改正文(平成二三年告示第一二三号)抄
平成二十三年四月一日から施行する。
改正文(平成二四年告示第一〇四号)抄
平成二十四年四月一日から施行する。